

提出方法

- F A X FAX番号45-1119までお送りください。
- メール adsl@town.kihoku.ehime.jpまで
鬼北町HP <http://www.town.kihoku.ehime.jp/> で
調査票がダウンロードできます。記入のうえ、添付フ
ァイルでお送りください。
- 持参 公民館、診療所、日吉支所、役場窓口へご持参くださ
い。
- 郵送 〒798-1395 鬼北町大字近永800番地 1
鬼北町役場総務課情報係 宛 へお送りください。

していない地域（日吉、愛治、三島、泉（一部）地区）の方で、A D S Lの利用を希望される方は、3月23日付の回覧で配布されるA D S L希望調査票にご記入のうえ、提出くださいますようお願いいたします。

なお、この希望調査はあくまで要望調査であり、誘致を約束するものではありません。

3月23日(金)～5月1日(火)
取りまとめ期間

**最新型リフト付
ワゴン車を導入！**

社会福祉協議会 内線632



最新型リフト付ワゴン車

24時間テレビチャリティー委員会に応募していた福祉車両の贈呈が決まり、このほど社会福祉協議会に最新型リフト付ワゴン車（10人乗り、自動リフトにより車椅子2台が収納可能）が納車されました。今後、デイサービスの送迎に活用されます。

**児童手当制度が拡充さ
れます！**

町民課 内線217

平成19年4月1日から児童手当制度が改正されます。

内容として、3歳未満児の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子および第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律1万円となります。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については、現行どおりです。

0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当		
	現行	改正
第1・2子	月額 5,000円	月額10,000円
第3子以降	月額10,000円	変更なし
3歳以上の児童の養育者に対する児童手当		
第1・2子	月額 5,000円	変更なし
第3子以降	月額10,000円	変更なし

今回の改正で、受給者が特段の手続きを行う必要はありません。なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子および第2子の手当額は5千円となります。

**「成川溪谷桜まつり」
のご案内**

産業課 内線268



日時 4月7日(土)13時～
(雨天時…4月8日(日)に延期)
場所 成川溪谷 成川溪谷休養センター駐車場
内容 中国女性による太鼓演奏、
三味線・大正琴の演奏、カラオケ・
詩吟、踊り、餅まき